

長野県がん対策推進企業等連携協定実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野県（以下「県」という。）が平成30年（2018年）3月に策定した信州保健医療総合計画に基づくがん対策に関する取組の推進に向け、県が、がん対策推進に積極的に取り組む企業・団体等及び市町村（以下「企業等」という。）と協定を締結し、県民や自企業の従業員とその家族（以下「従業員等」という。）に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を図り、県民一丸となったがんを負けない社会づくりを構築していくことを目的とする。

(対象企業等)

第2 県は、県内に主たる事業所又は支店等を有し、第5に掲げるいずれかの取組内容を実施する意欲のある企業等と協定を締結するものとする。

(協定企業等の募集)

第3 県は、協定を締結しようとする企業等を募集する。

- 2 協定を締結しようとする企業等は、県に「長野県がん対策推進企業等連携協定申込書」（様式1）を提出するものとする。

(協定の締結)

第4 県は、協定の申込があった場合には、書類審査等を行い、第5に定める取組が適切に実行されると見込まれる場合には、長野県がん対策推進企業等連携協定を締結する。

協定締結にあたり企業・団体等は「長野県がん対策推進企業等連携協定書」（様式2）を使用し、市町村は「長野県がん対策推進連携協定書」（様式3）を使用する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間の満了1ヶ月前までに申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
- 3 県は、希望する企業等に対し、本協定の締結後、「長野県がん対策推進企業等連携協定締結証」（様式4）を交付する。

(企業等の取組内容)

第5 県と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次に掲げるいずれかの取組を行う。

- (1) 従業員及び職員等に対するがんに関する正しい知識の提供
- (2) 従業員及び職員等に対するがん検診の受診勧奨
- (3) 顧客及び住民に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- (4) 事業等で関連する企業等に対するがんに関する正しい知識の提供及びがん検診の受診勧奨
- (5) 県民に対するがんに関する啓発イベントやキャンペーンの実施
- (6) 従業員及び職員等とその家族ががんと診断された場合の支援

(7) その他、がんに関わる積極的な取組

2 前項の取組を行うに当たって、次の各号に該当してはならない。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること

(2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの

(3) 企業等の利益誘導を伴うもの

3 協定企業等は、県が行うがん対策の推進に関する取組に協力するものとする。

4 協定企業等は、県が開催する協定企業等の連絡会議に出席するものとする。

5 協定企業等は、県から取組状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれを行うものとする。

(県の支援及び広報等)

第6 県は、協定企業等に対し、がんに関する取組に必要な情報を提供する。

2 県は、協定企業等の取組内容等をホームページや広報誌に掲載し、県民に広報する。

3 県は、協定企業等が実施するがんに関する研修会に講師を派遣する。

4 県は、協定企業等が商品パッケージ、広告等において「長野県がん対策推進企業等連携協定締結企業等」である旨を表示することを認めるものとする。

(協定の解除)

第7 県及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

2 県及び協定企業等は、相手方が法令並びに本要綱及び本協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

2 この要綱の施行前に県と「長野県がん啓発・検診受診率向上等に向けた包括的連携に関する協定」を締結した企業等については、この要綱に基づき協定が締結されたものとみなすものとする。

附 則（平成30年4月2日付け30保疾第103号健康福祉部長通知）

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。